

【資料解題】松田家文書について

木山 貴満

松田家文書は令和元年（二〇一九）九月に熊本博物館（以下、当館）へと寄贈された文書群である。松田家子孫にあたる広島県在住の個人より寄贈された。今回当該文書の整理を完了し、当館データベースでの公開を開始した。整理の結果、総点数は四十一点を数えた。この文書内容については本稿に附属する整理目録をご参照いただきたい。本稿では当該文書の概要をまとめ、その解題とするものである。本稿で参考・引用する資料については、目録中の整理番号（資料〇―〇）を用いて示した。

松田家の由緒

まずは松田家の由緒について、松田家「先祖附」・系図画像（寄贈者より提供）などをもとにまとめておきたい。

細川家臣である松田家の祖として位置付けられるのは、松田備右衛門（四郎右衛門）である。もともとの生国は雲州（出雲）で、同国を治めていた尼子家に仕えて隠岐に在城したと伝えられている。毛利家との抗争などを経て尼子家が没落したのち、備右衛門は名を仁喜齋と改め、丹後国で医業を営むようになった。天正八年（一五八〇）、織田信長より細川家へ丹後国が与えられると、仁喜齋は細川忠興より知行二百石で召し出された。細川家臣としては「丹後以来」（細川忠興が丹後国を拝領したのちに細川家に仕官）の家柄にあたる。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後、細川家に豊前国への国替えが命じられると、仁喜齋もこれに同行して豊前へ赴く。寛永二年（一六二五）八月、仁喜齋は豊前の地で没した。このとき、仁喜齋の嫡子であった角右衛門が親跡目知行を相続した。寛永九年（一六三二）に細川家が肥後へと国替えされると、松田家も肥後に移り、当地で細川家臣として代を重ねていくこととなる。二代目・角右衛門は正保三年（一六四六）に病死し、熊本城下の松雲院に葬られた。

松田家にとって大きな転機を迎えたのは、三代目となった角兵衛宗明の代である。天和元年（一六八二）六月、当時の藩主・細川綱利の勘気を蒙り、知行が召し上げられてしまったのである。松田家で書写されている「御日記書抜」によると、人材不足・諸事多端の状況にあつて、角兵衛が職務お断りの願書を提出。「養生」を目的としたお断り願いであったことが綱利の不興を買い、「不届」な行いであるとして角兵衛には知行召上げ、閉門という重い処分が申し付けられた。綱利の「御勘気」は二か月後には宥免されたが、与えられていた知行は元に戻らず、わずか八人扶持が給されるのみとなった。付言しておく、綱利代にはこうした「御勘気」による処分が相当数行われている。当該「御

旧記書拔」を見る限りでも、松田角兵衛と同時期に十一名の藩士が藩主・綱利の勘気により処分されていることがわかる。

その後、松田家は四代目・清太郎宗貞、五代目・源吾正信と、同姓や他家から養子を迎えながら代を重ねていくが、状況は好転しなかった。六代目となった角兵衛元正も浪人身分からスタートするが、安永二年（一七七三）、「先祖之詛」により五人扶持が与えられ、御中小姓として召し出された。角兵衛は射芸師（弓術師範）に任じられ、天明三年（一七八三）には指南数年出精の働きにより衣類上下を拝領したほか、のちには毎年米十俵が「御心附」として与えられることとなった。しかし、松田家の経済状況は逼迫し、天明九年には役儀お断りの願書を提出するに至る。寛政十二年（一八〇〇）、病体となった角兵衛は御奉公勤め難くなった旨により、与えられていた扶持米の返上を願いだした。同年十月、この願いは認められている。

苦境にあった松田家の家運を再び開いたのは、七代目となった源太郎宗敏である。寛政十二年十月、父の角兵衛と入れ替わる形で五人扶持が与えられ、御中小姓として召し出された。享和元年（一八〇一）、御心附米十五俵とともに御穿鑿役に任じられると、同三年には役料高として足高十五石が給される。その後も御勘定所小物成方引除詰、川尻御船手引除詰、櫛方受込助勤当分（のち本役）と経験を重ね、文化九年（一八一二）十二月にはさらに足高十五石が下し置かれた。翌文化十年、小物成方根取となった源太郎はさらに職務に励んだものとみえ、文政元年（一八一八）には御擬作（地面〓知行地を確定しない、擬制的な知行^註）高百石が与えられるに及んでいる。源太郎は小物成方としてその才を大いに発揮し、文政十年（一八二七）二月、「御役多年精密二心を用、年々納候御銀高茂相増、格別出精相勤候」（職務に長年集中し、年々小物成方に納まる銀高が増加するほど職務に励んだ）ことが賞せられ、擬作百石はついに地面百石（具体的な知行地が定められた給地）へと改められた。三代・角兵衛が藩主の勘気により知行を召し上げられてから約百四十年後、七代目・源太郎が家格の回復を果たしたのである。その後、松田家は英作、九郎七と代を重ねて明治維新を迎えることとなった。

松田家文書について

松田家文書の内容は、次に述べる二項に大別することができる。

【知行関係】

まず一項目として、松田家の知行に関する資料が挙げられる。当該文書中には藩主から発給された知行宛行状が三通数えられる。寛文元年（一六六一）に三代藩主細川綱利から松田角兵衛へと発給されたもの（一一一）、弘化四年（一八四七）に十代藩主細川斉護から発給されたもの（一一五一一）、万延二年（二八六一）に十一代藩主細川慶順から発給されたもの（一一四）である。後者二通の宛先はいずれも八代目

の松田英作である。

当初、三代藩主・綱利の代までは松田家知行地は山鹿・菊池両郡のうち二百石であったが、近世後期の斉護・慶順代では山本・合志郡のうち百石となっている。前項で述べた通り、松田家は天和元年（一六八一）に知行召し上げとなってしまったが、文政十年（一八二七）に改めて地面百石が与えられることとなった。知行地が全く変わっているのはこのためだろう。また、これら知行宛行状に関連するものとして知行目録が残されているが、文政十年（一八二七）の「松田源太郎御知行所附目録」（一―一三）を覗く限り、十代藩主・斉護代に松田源太郎宛で発給された知行宛行状が本来もう一通存在していたと考えられる。

松田家が再び知行地を得ることとなった文政十年知行宛行に關係するものとして、知行地「田畑高人畜改帳」及び「田畑見図帳」（二―一―一―四）が残されている。このときの知行地は山本郡下清水村（現熊本市北区植木町清水）と合志郡大津手永下陣内村（現菊池郡大津町陣内下陣内）の二ヶ村、合高百石であった。参考できる資料は限定的であるが、当該帳簿作成の経緯をまとめると次のようなものになるだろう。

まず、一―三「松田源太郎御知行所附目録」において、当該二ヶ村は松田源太郎の知行地となる旨が奉行・奉行副役中から山本郡代・大里角左衛門、合志郡代・井上平左衛門へと示された。これをうけて知行地の二ヶ村は「田畑高人畜改帳」・「田畑見図帳」をそれぞれ作成し、松田源太郎へと提出（両帳面はいずれも文政十年八月に作成・提出）。この二種の帳簿により知行主となる松田源太郎は知行地の構成員、田畑の状況を把握することができた。この文政十年知行宛行については正式な辞令に当たる「差紙」「宛行状」「目録」を欠くものの、辞令の一種である「知行所所附目録」と、具体的な知行内容を書き上げた「田畑高人畜帳」・「田畑見図帳」が揃っていることとなる³¹⁾。

【御赦免開地関係】

もう一項目として当該文書の中核を占めるのは、松田家が所有していた御赦免開地に關係する文書である。全四十一点のうち、半数近い十五点が御赦免開に關係する文書である。そのほとんどが近世後期〜明治四年に作成されたもので、内容は重複する部分も多い。

そもそも御赦免開とは細川家中の知行取に付与された特権であり、細川氏の肥後入国直後から領内の荒れ地開墾権としてスタートした制度である。一般農民が行う「野開」には反当たり六匁の税が掛けられたが、「御赦免開」は文字通り税が赦免された³²⁾。幕末期の海浜新地における御赦免開を例外として、御赦免開は享保年間（十八世紀前半）には禁止されることとなったので、その多くは「旧知」（二代藩主光尚までの家臣）の家柄に与えられた特権だったといえるだろう。

松田家に残されている御赦免開に關係する資料の多くは、幕末維新期を生き延びた九代目・松田九郎七の作成によるものである。松田家が御赦免

開地として得ていた五丁手永馬出村（現熊本市北区四方寄町）について、①御割印書の所有者名書き換え、②所持御赦免地を「建山」扱いしてほしい旨を願う書類がその中心となっている。松田九郎七がこれら①・②の願書を提出するきっかけになったと考えられるのが、資料二一四一五の「〔覚書写〕」・資料二一一五―四「〔達書写〕」などである。

〔資料二一一四―五〕

覚

藩士・郷士所持之赦免開建山并海辺新地等之儀ニ付而別紙書付一通相渡候条、此段可遣也

別紙 覚

一 赦免開并海辺新地之内割印書相渡置候分之事

是迄之開主へ受為申候付、最徳米之内三步通官納、水利普請等ハ官より出方之事

一 給人出高并上畝之事

上徳米之内三步通官納申付候、尤水理普請等有之ヶ所ハ右同断

一 赦免建山之事

当時成立居候竹木ハ其俣被下置、跡ハ野開同様ニ取扱を以所柄相当之税納ニ而直ニ受持候儀不苦候条、望之面々ハ当七月限願書差出候様

一 海辺新開候事

最徳米之内六歩官納四歩通ハ稟米を以従前之開主へ差遣、塘手普請等ハ官より出方之事

右之通ニ付地面ハ惣而其掛里正々々之管轄ニ申付也

六月

〔資料二一五―四〕

赦免開建山割印書之儀、郡務掛江返納いたし候様、最前及達置候通ニ付、各手元江相集可差出候

一 右同開建山、内輪讓渡相濟、表向手数不相濟分ハ双方より直ニ懸り里正江懸合、讓渡之証文受取候様

一 右同建山之儀、直ニ受持度望候面々ハ当七月限筋々願出候様及達置候得共、右ハ其掛り之里正手元江願書差出候様

七月 郡務掛

区長中

資料内容等から両資料はともに明治四年（一八七二）に布告された通達だと比定できる。このなかで赦免開地および赦免建山は「相当之税納」を行えばそのまま所持してよいこと、開地所有を希望する者は七月までに該区の里正へ願書を提出すること、割印書を郡務掛へ返納することなどが通達された。これらの動きから、松田九郎七は願書作成に取り掛かったと考えられるが、既述の通り松田家が所有していた割印書には赦免開地所有者名などの問題があった。

〔資料二一六―一〕

覚

別紙御赦免開之儀、先祖以来所持仕居候処、様子有之、御割之儀者縁家吉住弥内名前ニ願替置候處、先祖松田角兵衛儀、天和元年六月御知行被召上候ニ付、右弥内育之浪人ニ罷成、其後安永二年十一月、曾祖父松田角兵衛儀、組付御中小姓ニ被召出候ニ付、右開元之通讓返候ニ付、御割印名前茂御引替奉願候筈之處、其砌よりは迄押移、右弥内名前ニ而私受持居、無念之次第奉恐入候、然處今般御割印返納仕候様御布告之趣ニ付、則弥内名前之御割印差出申候、尤向後も不相替私受持申度、追而其筋江可奉願筈ニ御座候間、何卒此節私名前ニ御引直被下候様奉願候、此段可然様被成御達可被下候、以上

七月

松田家が先祖以来（二代目・角右衛門以来と推定される）所有していた御赦免開地（五丁手永馬出村に畑畝式反五町拾五歩）であったが、ある「様子」（三代目・角兵衛が御勘気処分をうけたことを指すカ）があつたため、割印書に記される所有者名を縁者の吉住弥内に書き換えていた^{三〇}。角兵衛はその後吉住弥内育の浪人として暮らしたが、安永二年（一七七三）、松田家六代目・角兵衛が組付御中小姓として家中に復帰する。このとき、御赦免開地も松田家に譲り返されたが、割印書の所有者書き換えを藩へと願ひ出ることなくそのままにしてしまった。そうしたなか、〔資料二一五―四〕の通り、割印書を郡務掛へ返納するよう通達があつたため、九郎七は自分の名前に書き換えてくれるよう願書を作成したのであつた。さらに、九郎七は御赦免開地を「建山」扱ひしてほしい旨の願書も提出する。

〔資料二一六―三〕

（端裏書）「未七月二十二日達置候事」

覚

私所持之御赦免開、御割印前ハ畑開と御座候へとも、大略建山ニ相成居、年久敷事ニ而何年比と申儀、申伝も無御座候、一切是迄税納も無之儀ニ候処、此節御布告之趣ニ付以来ハ建山之御取扱ニ而、相応之税納被仰付被下候様奉願候

二つの願書に記されている内容（特に傍線部）からすると、松田家では馬出村の開地をさほど重要視していたわけでは無かつたのだろう。布告を受けて確認してみると所有者名は吉住弥内に書き換えられたまま、肝心の開地は畑地から山林ともいふべき様相に変じていた、というのが実情だつたのではないだろうか。

松田九郎七はこれら願書作成と同時に、関係する村役人への働きかけも行っている。長谷川忠蔵（里正もしくは戸長・副戸長カ）からの書状（資料二一九）によると、九郎七から「建山開として取り扱ってほしい」とお願ひされたが、藩がそれを認めるまでは畑開として扱う、と断られている。九郎七はさらに佐藤求五^三からも書状を受け取っているが、このなかで次のような新たな事実もたらされている。

〔資料二一四一〕

此中者追々御入被下候処、毎々御早々失敬御用捨可被下候、然者馬出御赦免開等此元根帳及吟味申候処、別紙写之通ニ御座候、可然御承知可被下候、長谷川書状返上仕候、取紛右迄如此御座候、以上

七月廿九日 佐藤求五

松田九郎七様

馬出村御赦免開地について佐藤が根帳を検めたところ、「別紙写」の通りであった(傍線部)、と伝えるものだが、この「別紙」とみられるのが資料二一五二「覚」である。

〔資料二一五二〕

覚

吉住左次右衛門

赦免開

五町郷馬出村

一 畑畝式反五町拾五歩

松田英作建山

一 松山四反式畝

同村

右出張所根帳前

辛未

七月

なんと九郎七が自家所有と認識していた畑畝二反五町拾五歩（吉住左次右衛門の名で登録されている）のほかに、父・松田英作の名義で「山四反式畝」（傍線部）を所有していることが判明したのである。開発主であった松田家のなかでも、忘却“（もしくは十分に伝承されていない）”開墾地が、村側に残されていた記録から判明したという事実は興味深い。近世（近代初期）における藩領内の文書記録水準の高さがうかがえる一例だといえるだろう。九郎七はこの新たに判明した土地の件を含めて、改めて願書を作成している。

〔資料二一八〕

口上之覚

五町郷於馬出村、私所持之御赦免畑開式反五畝拾五歩之御割印、吉住弥内名前ニ而以前より根直も不奉願押移候次第ハ、右御割印書ニ相添御達仕置候通御座候処、此節右外ニ於同所建山四反式畝之地面私所持之根扣有之候段、懸り里正より申越候ニ付、郡務懸根帳打合見申候処、相違無御座候、然處右者は迄右畑開御割印ニ混居候地面と心得居申候処、右之通根帳前等別稜ニ御座候而者建山之御割印別ニ無御座候而者難叶儀と奉存候得共、以前より手元ニ所持不仕、自然者以前紛失ニ而も為致歟と相考申候得共、亡父以来一切承伝儀も無之、根元右建山之御割印有無之境ハ今日ニ至り一切分兼申候、然處右之通ニ而者全ク是迄空躰ニ受持居候容ニ相成、不念之至り奉恐入候、依之右建山全ク畑開外之地面ニ而別ニ御割印被下置候筋之儀ニ御座候、此節如何様卒被仰付被下候様奉願候、此段可然様被成御達可被下候、以上

第十区

七月 松田九郎七

九郎七は新たに所有が判明した建山四反式畝について、当該開地を証する御割印書が手元になく、割印書を紛失したのか、そもそも所持していなかったのか、亡父（八代目・松田英作）からも全く伝承していないので一切分らない旨を述べる（傍線部）。九郎七が自省する通り「空躰」な土地所有となってしまうのだらう。明治四年六月から七月にかけて出された赦免開地に関する布告によって、九郎七は赦免開地をめぐる混乱状況と図らずも向き合うことになったのである。今回寄贈された松田家文書から読み取れるのはここまでで、その後九

郎七の願書が認可されたのかは明らかでない。しかし、御赦免開地の所有をめぐり、松田九郎七が先祖以来の因縁と明治四年七月に対峙することとなったのは興味深い。同月には廃藩置県が実行され、明治六年には地租改正、地券発行など土地所有の在り方も目まぐるしく変化していく。松田九郎七が行った御赦免開地をめぐる処理活動も、旧藩士が体験することとなった“維新変革”の一斑だったと位置づけることができるとはならないだろうか。

以上、松田家文書の概要について記した。本文書の幅広い活用を俟ちたい。

一 「先祖附」や系図などは今回の寄贈資料には含まれていないが、寄贈者のご厚意により画像データの提供を受けた。

二 角兵衛は二代目角右衛門の二男であるが、兄の萬助が早世であったため、角兵衛が家督を相続。

三 未寄贈資料分。寄贈者より画像提供を受けた。

四 『新熊本市史 通史編 第三卷近世Ⅰ』（熊本市、二〇〇一年）。宝暦の世滅の法実施後、御擬作取は急激に増え、幕末には知行百石の過半が御擬作取であったとされる。

五 ただし、「文久二年 肥後世襲土籍」（松本寿三郎編『熊本藩侍帳集成』、細川藩政史研究会、一九九六年）によると「旧知」家格までは復旧しておらず、「新知」としての扱いになったようである。

六 松本寿三郎「熊本藩のお侍たち」（前掲『熊本藩侍帳集成』所収、初出『新・熊本歴史4 近世（上）』、熊本日日新聞社、一九七九年）

七 前掲「熊本藩のお侍たち」。なお、実際には御赦免開にも一反につき一升二合（延享二年Ⅱ一七四五以降は一升八合）の反懸り米が掛けられたとされる。

八 なお、吉住家は御勘気を蒙った三代目・角兵衛の妻の実家にあたる。

九 明治三年（一八七二）、鮑田託摩出張所権少属試補に任じられた佐藤求助（五町）と同一人物、もしくは縁者とみられる（『熊本県史』近代編Ⅰ、一九六一年、一四八頁）

《参考文献》

『熊本県史』近代編Ⅰ（熊本県、一九六一年）

『新熊本市史』通史編第五卷近代Ⅰ（熊本市、二〇〇一年）

『北部町史』（旧北部町、一九七九年）

熊本女子大学郷土文化研究所編『熊本県史料集成第12巻 明治の熊本』（国書刊行会、一九八五年）

熊本県立美術館図録『細川幽齋展』（二〇一〇年）

熊本県立美術館『永青文庫 細川家の歴史と名宝』（二〇〇八年）

2-1-4	2-1-3	2-1-2	2-1-1	1-5-2	1-5-1	1-4	1-3	1-2	1-1	整理番号
合志郡大津手永下陣内村 松田源太郎殿御給知田畑 見図帳	山本郡下清水村松田源 太郎殿田畑見図御帳	合志郡大津手永下陣内村 松田源太郎殿御給知田畑 高人畜改御帳	山本郡下清水村松田源 太郎殿御知行田畑高人畜 改帳	差紙（上知百石相続）	〔細川斉護知行 宛行状〕	〔細川慶順知行 宛行状〕	松田源太郎御知行所附目録	目録（知行目録）	〔細川綱利知行 宛行状〕	資料名
文政十年 亥八月	文政十年 八月	文政十年亥 八月晦日	文政十年 八月晦日	亥四月十日	弘化四年 二月朔日	万延二年 三月朔日	文政十年 七月十一日	弘化四年 二月朔日	寛文元年 八月五日	年代
下陣内村庄屋／ 原 文右衛門	下清水村庄屋 ／島山理左衛門	井上平左衛門	大里角左衛門	佐田右平 ほか二名	（細川） 斉護	（細川） 慶順	不破敬次郎 ほか六名	増田十郎左衛門 ほか五名	（細川） 綱利	作成（差出）
下村伝蔵、 井上平左衛門	衛藤弥三兵 衛 大里角左 衛門	松田源太郎	松田源太郎	山本／中嶋九郎右衛 門、合志／園田武弾 助、江島伝左衛門	松田英作	松田英作	山本／ 大里角左衛門 合志／ 井上平左衛門	松田英作	松田角兵衛	宛先
紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	品質
冊子装	冊子装	冊子装	冊子装	切継紙	豎紙	豎紙	豎継紙	豎継紙	豎紙	形状
三〇・九× 二一・五	三〇・八× 二一・五	二六・五× 一九・八	三〇・七× 二一・五	一八・九× 一〇・九	四三・三× 五七・六	四三・六× 五七・五	三六・〇× 一九・九	三五・八× 一六・七	四一・五× 五四・九	（縦×横） 法量
紙折れあり。全十七丁。	全十八丁。	全九丁。	紙折れあり。全八丁。	裏面紙継ぎ目に差出者の印判あり。	山本・合志郡で百石。 包紙上書「松田英作との」	山本・合志郡で百石。 包紙上書「松田英作との」	包紙上書「松田源太郎殿／御奉 行中」	裏面紙継ぎ目に奉行中の印判あり。	山鹿・菊池両郡で二百石。 水損と思われる水染み全体にあ り。包紙あり。	備考

整理番号	資料名	年代	作成(差出)	宛先	品質	形状	(縦×横) 法量	備考
2-5-5	覚(屋敷地上納について)	安政五年 八月廿七日	伊良子左文	—	紙本墨書	切継紙	五・四 〇・九×	紙継外れ。
2-5-4	口上之覚(屋敷地御借添)	(近世後期)	伊良子	兩人当	紙本墨書	切継紙	四・〇 四・六×	端裏書「文政十三年取組達扣」
2-5-3	覚(所持御赦免開地の件)	(明治四年) 辛未七月	—	—	紙本墨書	切継紙	七・九 四・六×	
2-5-2	(達書写)	十二月廿五日	御掃除方	伊良子七左衛門	紙本墨書	切継紙	二・五 四・七×	端裏書「写」伊良子七左衛門殿
2-5-1	口上之覚 (京町屋敷拝借)	(近世後期)	松田九郎助	—	紙本墨書	切継紙	二・〇 五・一×	京町伊良子屋敷の拝借を願ったもの。
2-4	肥後流体術之形 (相伝書)	明治四十四年 十一月吉辰	星野九門実則	松田宗雄	紙本墨書	卷子装	三・七 三・二・八 五×	紙継ぎ外れ。
2-3	(楊心流居合太刀 之巻目録)	安政五年 四月吉日	恵良左十郎武昆	—	紙本墨書	切継紙	二・五 七・九 一×	途中、後欠。紙継ぎ外れ。
2-2-3	(勲八等瑞宝章 授与証)	明治二十九年 三月三十一日	大給恒	陸軍通訳 松田源太郎	紙本墨書	切紙	二・二 三・〇 七・〇×	
2-2-2	(勲八等瑞宝章 叙勲証)	明治二十九年 三月三十一日	大給恒	陸軍通訳 松田源太郎	紙本墨書	切紙	五・四 九・二 四×	
2-2-1	日本帝国明治二十七八年 従軍記章之證	明治二十八年 十一月十八日	大給恒	元陸軍省雇員 松田源太郎	紙本墨書	切紙	四・五 六・七 四×	水損と思われる水染み全体にあり。包紙あり。

2-13	2-12	2-11	2-10	2-9	2-8	2-7	2-6-3	2-6-2	2-6-1	整理番号
〔包紙〕	〔松敵書〕「松竹」	伯耆流居合免状	口上之覚 (所持御赦免開地の件)	〔書状〕 (馬出村御所持の御赦免開地について)	口上之覚 (所持御赦免開地の件)	〔達書〕 (屋敷地について)	覚 (所持御赦免開地の件)	覚 (所持御赦免開地の件)	覚 (所持御赦免開地の件)	資料名
(近世後期)	(近世後期) 明治期	明治二十一年 六月吉辰	(明治期) 七月	(明治期) 七月廿八日	(明治四年) 七月卅日	(近世後期) 三月十日	(明治四年) 七月廿二日	(明治四年) 七月	(明治四年) 七月廿二日	年代
	松敵	星野九門実則	松田九郎七	長谷川忠蔵	第十区 松田九郎七					作成(差出)
		松田三十郎		松田九郎七		松田九郎助				宛先
紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	品質
包紙	切紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	形状
	三〇・八× 四五・四	一七・七× 三六・八	一五・八× 二二・六	一六・四× 九六・〇	一五・二× 一〇・九	一五・二× 五九・六	一五・三× 二六・五	一五・二× 七一・六	一五・一× 四七・六	(縦×横) 法量
包紙 「御知行引渡差紙」ほか二点の				包紙あり。	端裏書「辛未七月卅日達置候事」		紙継外れ。端裏書「未七月二十日達置候事」		端裏書「辛未七月廿二日達置也」	備考

2-15-3	2-15-2	2-15-1	2-14-7	2-14-6	2-14-5	2-14-4	2-14-3	2-14-2	2-14-1	整理番号
〔書状〕 〔割印書付の差返〕	覚（吉住・松田所持の赦免開・建山）	覚（割印書付の写）	〔書状扣〕 〔地子銭上納の件〕	〔書状〕（屋敷間数）	〔覚書写〕 〔赦免開などの取扱い〕	〔書状〕 〔割印書付の件〕	〔書状〕 〔割印書付取替の件〕	〔書状〕	〔書状〕 〔馬出村御赦免開地の件〕	資料名
閏七月十一日	（明治四年） 七月	宝暦六年 六月朔日	（近世後期）	（嘉永七年） 五月廿五日	（明治期） 六月	閏七月十一日	閏七月十一日	（近代）	七月廿九日	年代
藪市太郎		御郡間		内藤忠太		林 伴之允	尾藤助次郎	源太郎	佐藤求五	作成（差出）
尾藤助次郎		吉住弥内		伊良子左文		吉住小左衛門	林 伴之允	母上	松田九郎七	宛先
紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	紙本墨書	品質
切継紙	切紙	切継紙	切継紙	切継紙	切継紙	切紙	切継紙	切継紙	切継紙	形状
五・七・五 九・八 ×	二・三・六 八・〇 ×	四・三・〇 七・六 ×	四・一・四 〇・七 ×	二・二・四 二・六 ×	八・〇・五 七・二 ×	二・一・五 七・七 ×	八・一・八 五・三・五 ×	一・一・八 三・二 四×	四・一・六 六・三 ×	（縦×横） 法量
紙継外れ	211411に附属していたもの力。	裏面に「御郡間印」の墨書あり。	紙継ぎ外れ。	紙継ぎ外れ。					211512と関連力。	備考

2-15-4	整理番号
(〔達書写〕 赦免開建山割印書)	資料名
(明治期) 七月	年代
郡務掛	作成(差出)
区長中	宛先
紙本墨書	品質
切紙	形状
三 六 七	(縦×横) 法量
	備考